



31 予予第780号  
令和元年8月16日

一般財団法人 日本消防設備安全センター  
理事長 門山 泰明 殿

東京消防庁予防部  
予防課長 伊勢村 修隆



特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の漏水事例に係る情報提供について

平素より、消防行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、東京消防庁管内において、乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備（配管内に水が充水されていない特定施設水道連結型スプリンクラー設備をいう。以下同じ。）の配管接合部から漏水する事例が発生しましたので、情報提供いたします。


記

- 1 事案の概要  
別紙のとおり
- 2 その他

所轄消防署では、特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置に係る事前相談、火災予防条例第64条に規定する基準の特例等に関する規定の適用申請等及び消防法第17条の14に規定する工事整備対象設備等着工届の受理時等に、関係者及び施工業者に対し当該事案に係る内容を周知し、適正な施工に努めるよう指導しています。

問合せ先

〔 予防課消防設備係 阿部 濱田 〕  
〔 電話 03-3212-2111 内線 4762 4765 〕

消 防 用 設 備 等 に 係 る 事 例					令和元年8月 東京消防庁	
スプリンクラー設備						
事 例	乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管から漏水した事例					
発 生 年 月	令和元年6月					
建 物 概 要	用途	構造	階数	建築面積	延べ面積	
	老人短期入所施設 (6) 項口 (1)	耐火造	2/0	206㎡	403㎡	
内 容	<p>本件は、乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の使用方法を確認していた際、電動弁の作動に係る制御盤を操作したところ、電動弁が開放し二次側配管に充水した後、1階天井裏に敷設された配管から漏水し天井等が水損したものである。</p> <p>後日、配管の漏水箇所を確認したところ、配管接続部が離脱しており、接着剤が塗布された形跡も確認できなかった。</p> <div style="text-align: center;">  <p>継手</p> <p>離脱した配管</p> </div>					
対 策 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 配管接合部に適量の接着剤を塗布する等、確実に接合されていること。</li> <li>2 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、通常時電動弁の二次側に水が充水されていないことから、定期的に配管の気密性を確認する等、配管からの漏水等が生じないように努めること。</li> </ol>					